

お 知 ら せ

令和 3 年 3 月 8 日
宇部市上下水道局財務課管財係

宇部市上下水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領 別表（第 4 条、第 9 条関係）の改正について

このことについて、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1 工事成績

宇部市上下水道局請負工事成績評定要領の改正（平成 31. 4. 1 改正）に伴い、改正するものです。

- (1) 工事成績の対象となる請負金額について

改正前：300 万円以上

改正後：500 万円以上

- (2) 完成工事件数として評価する請負金額について

改正前：300 万円未満

改正後：500 万円未満

2 「給水装置工事に関する技術者の数」を評価項目に追加

令和元・2 年度の格付時に通知した内容を要領に反映していなかったため、改正するものです。

「給水装置工事配管技能検定合格者又は旧宇部市水道局技能工の技術者数の人数に対し、1 人当たり 3 点を付与する。ただし、両方の資格を有する技術者に付与する点は 3 点とし、30 点を上限とする。」

3 その他

- (1) 上記内容に基づき、令和 3・4 年度の格付を行います。
- (2) 詳細については、別表（第 4 条、第 9 条関係）（上下水道局ホームページに掲載）にて、ご確認ください。
- (3) ご不明な点につきましては、財務課 管財係にお問い合わせください。

管財係電話：0836-21-2294